

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令要綱

第一 関係政令の整備

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号。以下「法」という。）の施行に伴い、次に掲げる政令の規定において、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構を追加すること。

一 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二及び第九条の四

（第一条関係）

二 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）別表第十

（第二条関係）

三 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項及び第二項

（第三条関係）

四 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十九条第五号及び第四十三

条第六項第五号

（第四条関係）

五 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条及び第三十一条

(第五条関係)

六 行政執行法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十七条

(第六条関係)

第二 施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二十七年九月四日）から施行すること。

(附則関係)